

審議事項 1

特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク正規指導員就業規則改定の件

1. 指導員就業規則第45条（定年）改正の理由・主旨

本件は、ハローワークからの指導により、「本人が希望すれば定年を65才とする」ことを審議するものである。

2. 新旧対照表

次表のとおり。ただし、原案骨子に変更の無い程度の字句等の修正については、理事長に一任する。

正規指導員就業規則

現行	改正後
<p>第45条（定年）</p> <p>指導員の定年は、満60歳とし、定年に達した日の属する年度の末日(3月31日)をもって退職とする。</p> <p>2 定年に達した指導員であって、本人が希望した場合は、法人は期間を定めて非正規指導員または加配指導員あるいは代替指導員として再雇用する。</p> <p>3 再雇用の基準については、労使協定に定める。また、賃金、労働条件等は個別に契約するものとする。</p>	<p>第45条（定年）</p> <p>指導員の定年は、満60歳とし、定年に達した日の属する年度の末日(3月31日)をもって退職とする。</p> <p>2 定年に達した指導員であって、本人が希望した場合は、法人は期間を定めて非正規指導員または代替指導員として再雇用する。</p> <p>3 削除</p>

3. 附則 この規程は、平成28年6月18日から施行し、平成28年4月1日に遡及して摘要する。